

マージン率等の公開資料

1.労働者派遣の実績及びマージン率

※令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日までの実績

派遣 労働者数	派遣先 事業所数	①労働者派遣の料金 (1 日 8 時間当たりの 平均)	②派遣労働者の賃金 (1 日 8 時間当たりの 平均)	マージン率 (①-②) ÷ ①
29	2	19,178 円	14,928 円	22.2%

※令和 7 年 4 月 1 日現在

◆マージン率について

派遣先より当社に支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率がマージン率です。

◆マージンの内訳

社会保険料		健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料などの事業主（当社）負担分
有給休暇費用		年次有給休暇取得時の賃金（派遣先への請求はできません）
会社運営経費	健康診断費用	一般検診及び生活習慣病予防検診の受診費用
	募集費用	派遣労働者の募集にかかる媒体費（ネット及び求人誌）
	就業管理費用	教育訓練、派遣先紹介、事務管理費など
	営業費用	営業スタッフの人件費、事務所費、通信費など
営業利益		派遣料金から上記の各費用を差し引いた利益

2.法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定に関する事項

弊社では労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に関する労使協定を締結しています。

（対象となる派遣労働者の範囲）

- ・弊社と派遣契約社員として有期雇用契約を結んだ従業員のうち、九州朝日放送株式会社の各部署に派遣されている従業員

（労使協定の有効期間）

- ・有効期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 1 年間

3.キャリアアップに資する教育訓練に関する事項

(教育訓練の内容)

- ・キャリアに応じた e-ラーニングによる教育訓練
- ・新規採用者に対する教育訓練
- ・個人情報保護に関する教育
- ・安全衛生教育 他

(教育訓練の対象となる派遣労働者)

- ・フルタイムで働く従業員

(教育訓練の取り扱い)

- ・教育訓練を行った時間に対する賃金支給は有り
- ・派遣労働者の費用負担は無し

4.キャリアコンサルティングに関する事項

- ・相談窓口として事業部鳥越が担当します

5.その他の事項

- ・福利厚生施設やその他のサービスが受けられます（※社会保険加入者のみ）